



平成23年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社桧家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 近 藤 昭
(コード番号: 1413 名証第二部)
問合せ先 取締役経営企画担当 水島 孝生
電話番号 (0480) 26-1118

当社子会社間における吸収分割契約締結のお知らせ

当社は、平成23年7月7日付「子会社の設立及び子会社間における会社分割(吸収分割)に関するお知らせ」にて発表の通り、平成24年1月1日を効力発生日として、当社子会社である株式会社桧家住宅(以下、「分割会社」といいます。)が群馬県全域および埼玉県の一部に保有する注文住宅事業に係る経営資源を吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)により、当社子会社である株式会社桧家住宅上信越(以下「承継会社」といいます。)に承継させることを決議しておりますが、本日分割会社および承継会社は、両社の間で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

当社は、経営判断の迅速化、ガバナンスの強化を目的として、平成23年7月7日付で持株会社制へと移行いたしました。本件分割は、当体制への移行の一環として、分割会社の一部事業(群馬県全域および埼玉県の一部に保有する注文住宅事業に係る経営資源)を承継会社が吸収分割により承継することで、注文住宅事業の機動性を持った事業展開と子会社間の競争意識を醸成することによりグループとしての更なる成長を図ることを目的としています。

2. 当該分割の要旨

(1) 会社分割の日程

平成23年7月7日	吸収分割承認取締役会(当社)
平成23年9月14日	吸収分割承認取締役会(分割会社、承継会社)
平成23年9月14日	吸収分割契約締結(分割会社、承継会社)
平成23年10月14日(予定)	分割承認臨時株主総会(分割会社、承継会社)
平成24年1月1日(予定)	吸収分割予定日(効力発生日)

(2) 分割方式

株式会社桧家住宅を分割会社、株式会社桧家住宅上信越を承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割により減少する資本金等

分割会社および承継会社ともに資本金の変更はありません。

(4) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

分割会社は、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、分割会社から本件分割の対象事業を遂行する上で必要とされる当該事業に係る資産・負債および契約上の地位ならびにこれらに付随する権利・義務を承継いたします。

なお、承継会社に承継される債務については、併存的債務引受の方法によるものといたします。

(6) 分割に係る割当ての内容

分割会社および承継会社は当社の完全子会社であることから、本件分割による株式その他の金銭等の割当ておよび交付は行いません。

(7) 債務の履行の見込み

本件分割後の分割会社および承継会社は、ともに資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予測されないことから、債務については履行の確実性に問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社桧家住宅 (分割会社) (平成23年8月31日現在)	株式会社桧家住宅上信越 (承継会社) (平成23年8月1日現在)
(2) 所在地	埼玉県久喜市久喜中央一丁目 1番20号久喜駅桧家ビル6階	群馬県藤岡市中島450番地1
(3) 設立年月日	平成23年2月1日	平成23年8月1日
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 近藤 昭	代表取締役社長 井上 和憲
(5) 事業内容	注文住宅事業(埼玉県・群馬県 の全域並びに東京都の一部)	注文住宅事業(承継前において 事業を行っていません。)
(6) 資本金	50百万円	50百万円
(7) 発行済株式数	1,000株	1,000株
(8) 資本構成	当社 100%	当社 100%
(9) 決算期	12月31日	12月31日

(注) 分割会社および承継会社ともに確定した最終事業年度はありません。

4. 分割する事業の内容

(1) 分割する事業

分割会社が営む注文住宅事業のうち、群馬県および埼玉県の一部における同事業

(2) 分割する資産、負債の項目および金額

分割する事業の資産、負債の項目および金額は、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎に算定する予定です。

5. 連結業績に与える影響

本件分割は、当社の完全子会社間の会社分割であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以上